

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県邑楽郡明和町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県邑楽郡明和町長

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活を営むため、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行っている。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。
③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
総合支援受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表】 (表における情報照会の根拠) ・144、145、146の項 (表における情報提供の根拠) ・11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明和町 介護福祉課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里250番地1 (電話)0276-84-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明和町 介護福祉課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里250番地1 (電話)0276-84-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人未満(任意実施)] 令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、複数人で確認した上でマイナンバーの紐付けを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	静脈認証による管理を行っており、担当者しか閲覧できないようにアクセス制限している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	
令和8年3月19日	表紙 評価書名	障害者自立支援に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務に関する事務	事後	
令和8年3月19日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	障害者自立支援法に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務に関する事務	事後	
令和8年3月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	障害者自立支援に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する事務	事後	
令和8年3月19日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一項番84	別表117の項	事後	
令和8年3月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番108、109、110	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表】 (表における情報照会の根拠) ・144、145、146の項 (表における情報提供の根拠) ・11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項	事後	
令和8年3月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年3月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、複数人で確認した上でマイナンバーの紐付けを行っている。	事後	
令和8年3月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和8年3月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和8年3月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		静脈認証による管理を行っており、担当者しか閲覧できないようにアクセス制限している。	事後	